

## 小型家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書（案）に基づく 今後の対応について

「小型家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」（以下「報告書」という。）に基づき、以下の取組を進めてはどうか。

### 1. 基本方針の見直しについて

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針（平成25年経済産業省・環境省告示第1号。令和3年一部改正。以下「基本方針」という。）について、報告書を踏まえ、以下の点について改正することとしてはどうか。

#### <制度全般>

- 回収量目標は引き続き、14万トン/年とする。
- 目標年度を令和5年度から令和11年度に改める。
- その他所要の改正を行う。

#### <市町村関係>

市町村が取り組むべき事項として、以下の項目等を明示する。

- ボックス回収に加え、ステーション回収やピックアップ回収（収集したごみや資源から使用済小型家電を清掃工場等で選別して回収する方法）等の実施を検討すること
- 小型家電リサイクル法に基づく全ての制度対象品目の回収・再資源化の実施を検討すること

#### <認定事業者関係>

認定事業者が取り組むべき事項として、以下の項目等を明示する。

- プラスチック、重要鉱物資源等の再資源化の推進
- 再使用（リユース）の推進

#### <リチウム蓄電池発火防止関連>

各関係主体が取り組むべき事項として、以下の項目等を明示する。

- 市町村は、小型家電リサイクル制度へ参加する際、リチウム蓄電池等について発火防止や安全性を確保した上で認定事業者等に引き渡すこと
- 認定事業者は、使用済リチウム蓄電池使用製品の解体が難しい場合は、リチウム蓄電池等の再資源化が可能な事業者と連携して再資源化を実施すること

### 2. 品目追加について

加熱式たばこデバイス、電子たばこデバイス、モバイルバッテリー及びポータブル電源について、小型家電リサイクル法の対象品目に追加してはどうか。

その際、多くの自治体が既にリチウム蓄電池等の分別回収を始めている実態を踏まえ、品目追加に関する周知を慎重に実施してはどうか。

### 3. 今後のフォローアップについて

報告書で掲げられた各取組について、本合同会合において必要に応じてフォローアップを行う。

特に、多様化された回収ルートで回収された小型家電についても集計・状況把握を検討する。

以上